

第2編

水害、台風・竜巻等 風害等対策編

◆第4章 火災・事故災害対策計画

第1節 火災対策

第1 災害予防計画

1 火災に強いまちづくり

災害に強い都市整備を進めるため、防災安全空間づくりのための総合的な計画策定を推進する。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、災害発生時における市民の生命、財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

防災上の観点を踏まえながら、市の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、県が平成16年度に策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 火災に強い都市の形成

(1) 災害に強い都市構造の形成

市は、県の協力を得ながら避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災延焼防止のための緑づくり

市は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

3 火災に対する建築物等の安全化

(1) 市は、消防本部の協力を得て、事業所等に対して、次の指導を行う。

ア 消防用設備等の設置と適正な維持管理

多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建物火災安全対策の充実

避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造

の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

ウ 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日の消防法改正（平成18年6月1日施行）により、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたことから、市は、消防本部の協力を得て、設置及び維持管理に関する基準を設け、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

(2) 文化財等の安全対策の促進

市は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

ア 文化財等の所有者又は管理団体又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

4 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達

ア 市は消防本部等と連携し、それぞれ情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

ウ 情報の共有化を図るため、市及び各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

(2) 多様な情報収集体制の整備

市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(3) 通信確保対策

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

5 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期

的に訓練を実施し、活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、県、消防本部及びその他の防災関係機関と調整を図り、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から連携を強化しておく。

6 消火活動への備え

(1) 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。また、市は、県及び消防本部と連携し、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。(資料3-1・3-2参照)

(2) 消防施設等の整備・強化

ア 消防施設・設備の整備

市は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

イ 消防水利の整備

(ア) 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(イ) 市は、県及び消防本部と連携し、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

ウ 消防用資機材等の整備

市は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

エ 空中消火活動の積極的な推進

市は、県及び消防本部と連携し、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

(資料7-1参照)

7 救助・救急、医療活動への備え

火災時における救助・救急、医療活動への備えについては、本編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備」、第13節「保健医療体制の整備」の定めるところによる。

8 避難収容活動への備え

火災時における避難収容活動への備えについては、本編第1章第11節「避難体制の整備」の定めるところによる。

9 関係機関の防災訓練の実施

火災についての防災訓練については、本編第1章第4節「防災訓練の実施」の定めるところによる。

第2 災害応急対策計画

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準については、本編第2章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

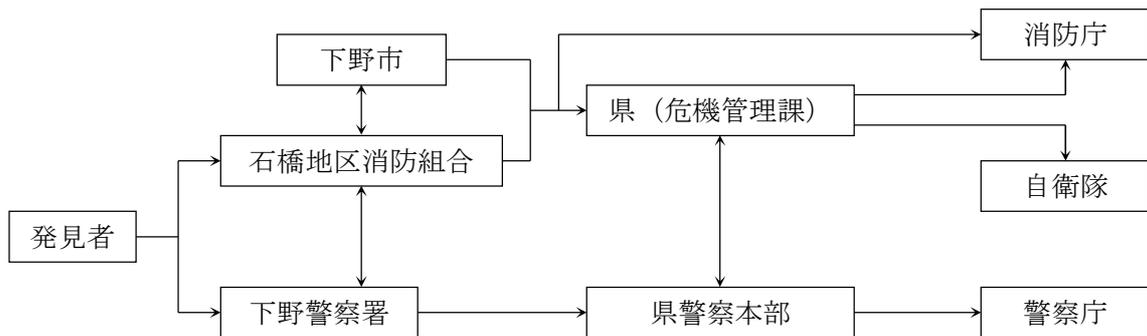
2 被害状況等の情報収集・伝達

市は、消防本部と連携し、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）に報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。

4 消火活動及び救助・救急活動

(1) 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

イ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒に当たる。

エ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

オ 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

(2) 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止に当たる。

5 広域応援の要請

(1) 県内消防相互応援協力等

一つの消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(ア) 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

(イ) 第二次応援体制

一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県（県民生活部）及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

イ その他の協定

アによる他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続

(ア) 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

a 災害発生日時

b 災害発生場所

- c 災害の種別・状況
- d 人的・物的被害の状況
- e 応援要請日時
- f 必要な応援部隊数
- g 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- h 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- i 指揮体制及び無線運用体制
- j その他の情報（必要資機材、装備等）

(イ) 市は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に定めるところによる。

6 自衛隊の災害派遣要請

市は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合には、本編第2章第5節「相互応援協力・応援、派遣要請」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

7 避難措置

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、本編第2章第7節「避難対策」の定めるところによる。

8 施設、設備の応急対策

市は、県及び公共機関等と連携し、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

9 広報対策

(1) 情報発信

市は、県、県警察本部と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表に当たっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、県と連携し、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第3 災害復旧・復興対策計画

市は、県及び関係機関と連携し、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2節 交通関係事故災害対策

第1 災害予防計画

1 事業者・管理者等の情報提供

(1) 道路情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 鉄道事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

(3) 航空交通の安全情報の活用

航空運行事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報活用を促進する。

2 情報収集・伝達体制の整備

交通関係事故時における情報の収集・伝達体制については、本章第1節「火災対策」の定めるところにより、整備・充実を図る。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、県、消防本部及びその他の防災関係機関と調整を図り、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、市は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

4 搜索活動への備え

市は、県、県警察本部と連携し、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

5 救助・救急活動への備え

(1) 交通関係事故時における救助・救急活動への備えについては、本編第1章第12節「消

防・救急・救助体制の整備」の定めるところによる。

- (2) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

6 医療活動への備え

交通関係事故時における医療活動への備えについては、本編第1章第13節「保健医療体制の整備」の定めるところによる。

7 消火活動への備え

- (1) 市は、県と連携し、ヘリコプターや消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (2) 道路管理者及び消防本部は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (4) 市及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

8 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

市は、県と連携し、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

ア 市は、県と連携し、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 市は、県及び県警察本部と連携し、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 市は、県及び県警察本部と連携し、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

9 緊急輸送、代替輸送への備え

- (1) 市は、県及び県警察本部と連携し、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 市は、県及び県警察本部と連携し、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。
- (3) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

10 関係機関の防災訓練の実施

市は、鉄道事業者、道路管理者、県と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を相互

に連携して実施する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 災害応急対策計画

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準については、本編第2章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとし、大規模な交通事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

2 道路事故災害時の被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察官、消防又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 市及び消防本部の情報収集・伝達

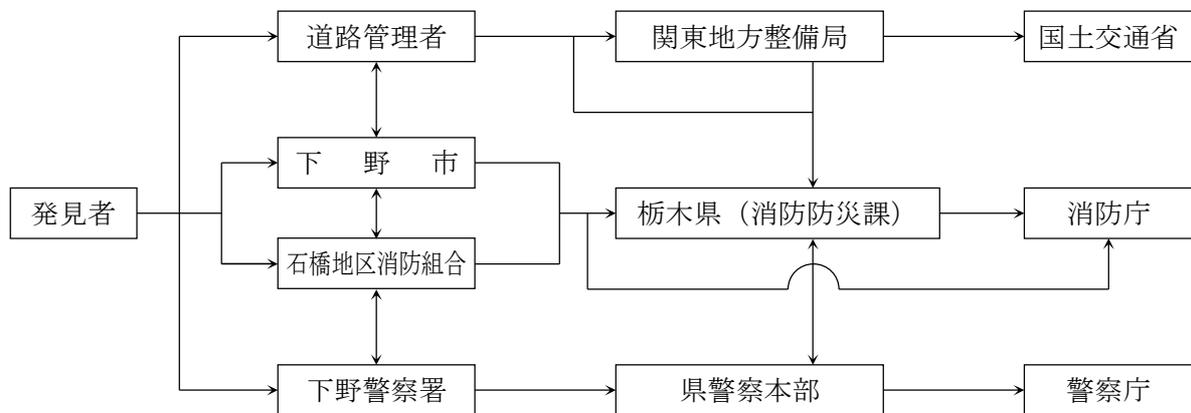
市及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。また、大規模な道路事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(4) 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 鉄道事故災害時の被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努

め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

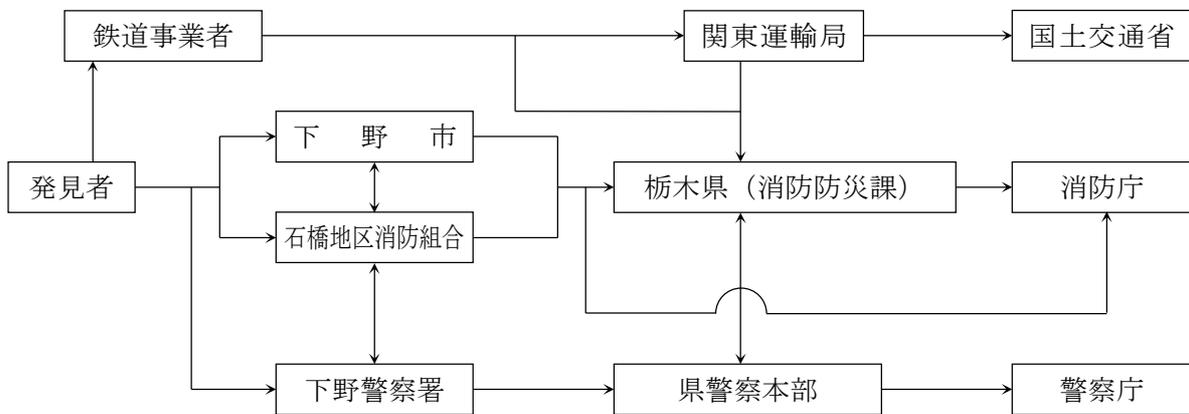
市及び消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(3) 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



4 航空機事故災害時の被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく市、警察官、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

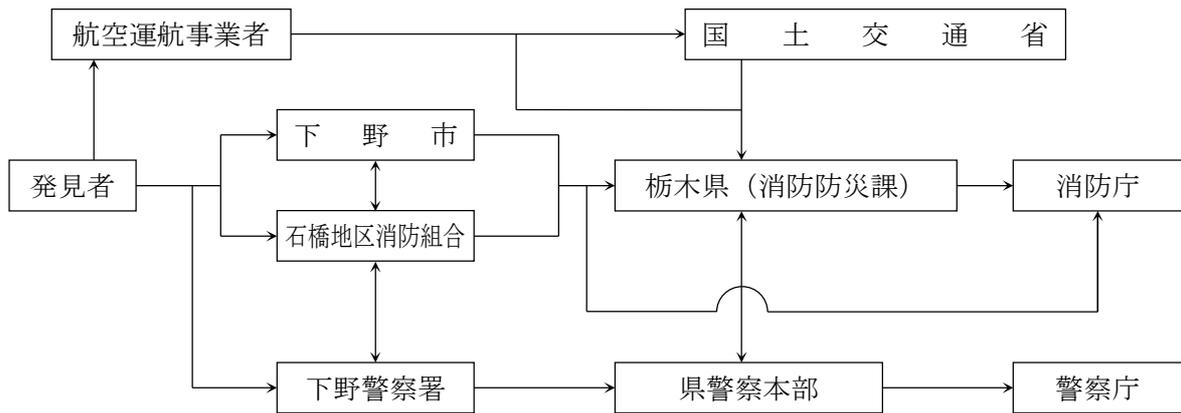
市及び消防本部は、大規模な航空事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(3) 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



5 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。

6 災害拡大防止対策

(1) 危険物流出対策

ア 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

イ 市の活動

市は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ下野警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示等を行う。

(2) 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、本編第2章第7節「避難対策」に準じる。

7 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

(1) 搜索活動

市は、県、県警察本部、消防本部と連携し、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

(2) 救助・救急活動

ア 市は、県及び県警察本部と連携し、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 道路管理者は、市、県及び県警察本部等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

ウ 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

エ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。また、必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相

互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(4) 消火活動

ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する。

ウ 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

8 緊急輸送活動、代替輸送活動

(1) 交通の状況の把握

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制・誘導

市は、県警察本部と連携し、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制に当たっては、関係機関と相互に密接な連絡をとる。

(3) 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

9 施設、設備の応急対策

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

10 広報対策

(1) 情報発信

市は、航空運送事業者、鉄道事業者、県及び県警察本部と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、安否情報の公表に当たっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、航空運送事業者、鉄道事業者及び県と連携し、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第3 災害復旧・復興対策計画

市は、県、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活

用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3節 放射性物質・危険物等事故対策

第1 災害予防計画

1 事業所等に対する防災体制の強化

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 保安体制の整備

(ア) 市は、県及び事業者と連携し、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

(イ) 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

イ 保安教育の実施

市は、県と連携し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

危険物等災害時における情報収集・伝達体制については、本章第1節「火災対策」に定めるところにより、整備・充実を図る。

(3) 災害応急体制の整備

危険物等災害時における応急体制については、本章第1節「火災対策」第1の5の定めるところにより、整備を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

危険物等災害時における救助・救急、医療及び消防活動への備えについては、本編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備」、第13節「保健医療体制の整備」の定めるところによる。また、危険物等の大量流出時における防除活動への備えについては、本章第2節「交通関係事故災害対策」の定めるところによる。

(5) 緊急輸送、代替輸送への備え

危険物等災害時における緊急輸送、代替輸送への備えについては、本章第2節「交通関係事故災害対策」の定めるところによる。

(6) 避難収容活動への備え

危険物等災害時における緊急収容活動への備えについては、本編第1章第11節「避難体制の整備」に定めるところによる。

(7) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 市は、消防本部の協力を得て、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市は、消防本部の協力を得て、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市は、消防本部、その他の関係機関の協力を得て、事故災害時の応急活動のために必要となる人員及び応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

エ 市は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(8) 防災意識の高揚、訓練の実施

ア 防災知識の普及啓発

市は、県、県警察本部及び消防本部等と連携し、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓蒙を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

イ 防災訓練の実施

市は、県及び消防本部等と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を相互に連携して実施する。

ウ 要配慮者の支援体制の整備

市は、県と連携し、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

2 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

放射性同位元素（R I）施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

(1) 事業者の対策

放射線障害防止法、医療法及び薬機法（医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）等の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

(2) 市の対策

市は、県と連携し、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

3 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止（特に、核燃料物質）のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

(1) 原子力事業者等の対策

ア 原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料

物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ① 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑦ 放射線障がいを受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他核燃料物質等による災害の防止のために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

イ 危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

ウ 運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

(2) 消防機関の対策

事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を県（消防防災課）及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

4 石油类等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、市は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) 事業者の対策

ア 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

ウ 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

キ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

5 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、市は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) LPガス・一般高圧ガス

販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）は、一般消費者等に対する災害予防措置及び災害予防体制の強化等の対策を実施する。

(2) 都市ガス

北日本ガス(株)は、台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。

6 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、市は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いに係る技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

7 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、市は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

(2) 市の対策

市は、県、消防本部及び医療機関等に協力し、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第2 災害応急対策計画

1 活動体制の確立

(1) 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準については、本編第2章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとし、危険物等事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

(2) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。

(3) 災害の拡大防止活動

ア 事業者は、危険物等の事故災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

イ 市は、県及び県警察本部と連携し、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

(4) 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

ア 交通の状況の把握

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

イ 交通規制・誘導

市は、県警察本部及び道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制に当たって、関係機関と相互に密接な連絡をとる。

(5) 危険物等の大量流出に対する応急措置

市は、県及び県警察本部と連携し、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

(6) 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、本編第2章第7節「避難対策」に準じる。

(7) 救助・救急、医療及び消火活動

市は、関係機関と連携し、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

(8) 広報対策

ア 情報発信

市は、県、県警察本部及び事業者等と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

イ 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、県及び事業者等と連携し、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

2 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 発見者の通報義務

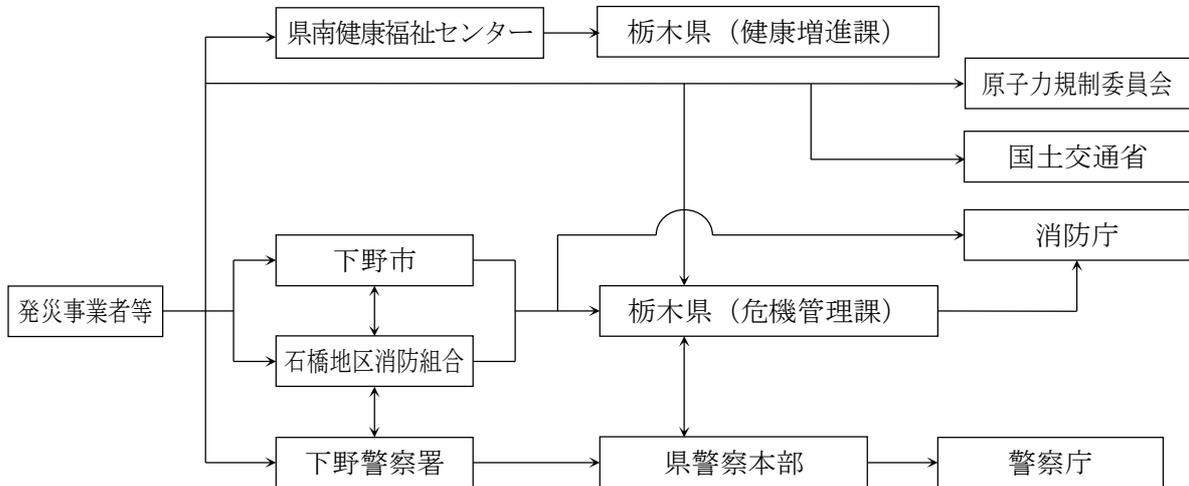
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

イ 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

(2) 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察に連絡する。

(4) 市、消防本部の対策

ア 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防本部は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。

イ 消防本部は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。

ウ 市は、市民の安全と健康を守るため、市民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

3 放射性物質運搬事故応急対策

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したとき

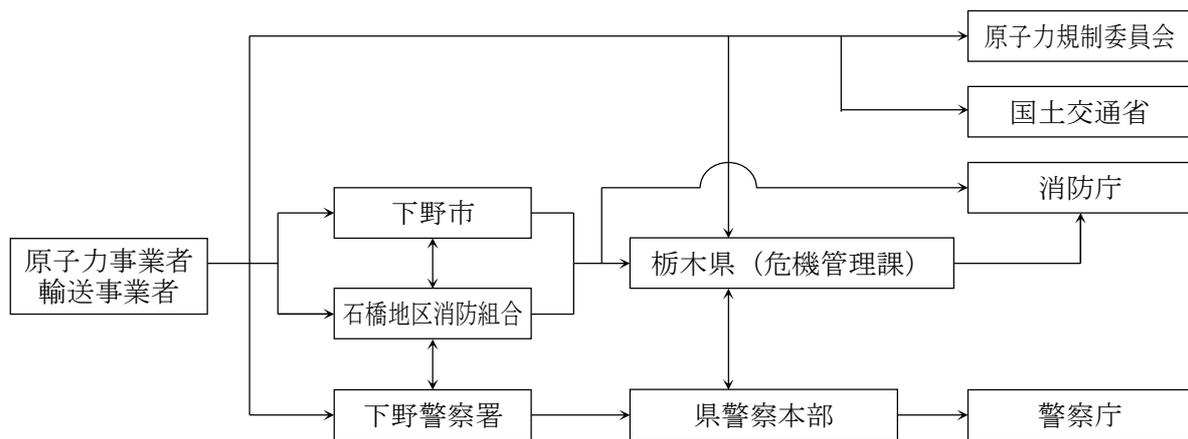
は、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

イ 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

(2) 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 市、消防機関の対策

事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

4 石油类等危険物事故応急対策

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

イ 市及び消防本部の情報収集・伝達

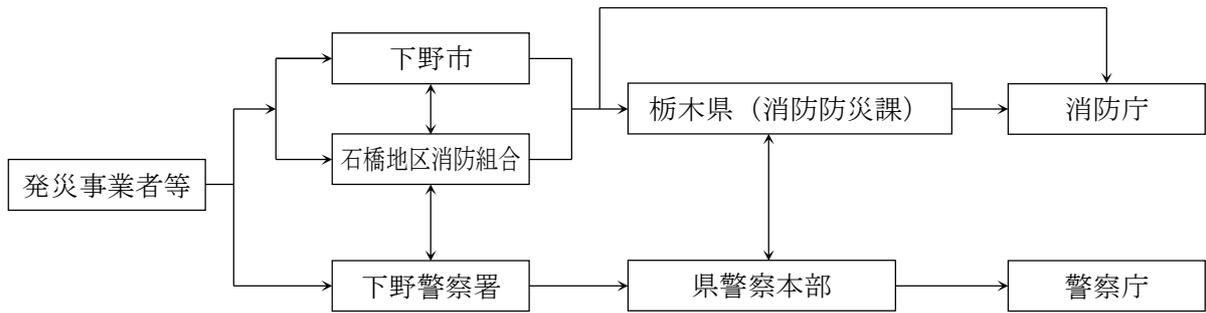
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 火災・爆発応急対策

市は、被害の状況により下野警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(4) 漏洩応急対策

市は、被害の状況により下野警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

5 ガス事故応急対策

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

イ 市及び消防本部の情報収集・伝達

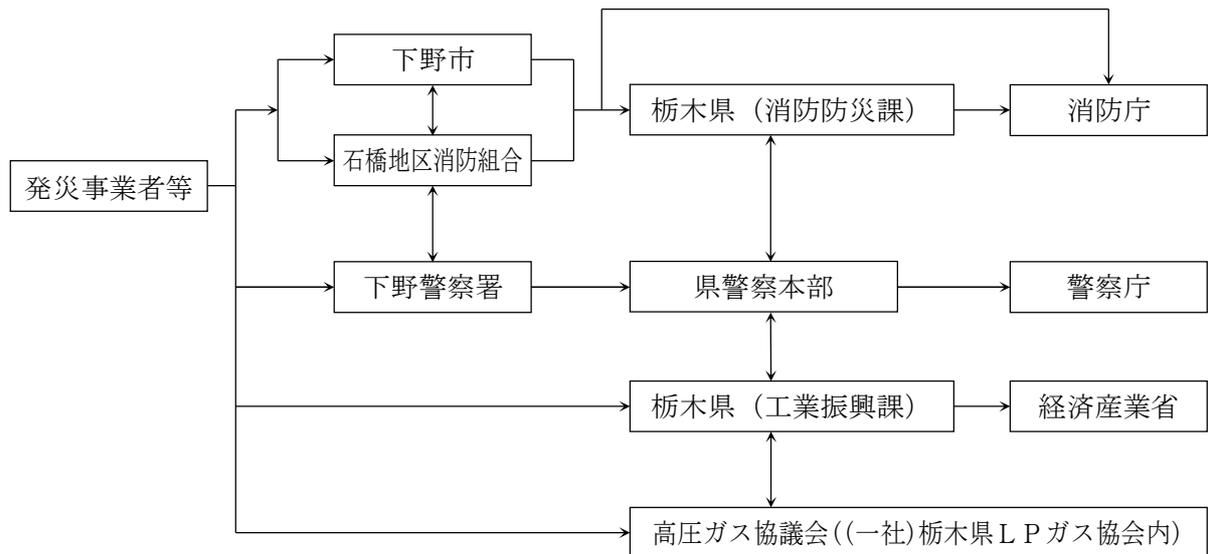
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) LPガス・一般高圧ガス災害の対策

- ア 市は、被害の状況により下野警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内市民への広報、避難誘導を行う。
- イ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- ウ 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- エ 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

(4) 都市ガス災害の対策

- ア 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。
- イ 消防機関は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。
- ウ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

6 火薬類事故応急対策

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

イ 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

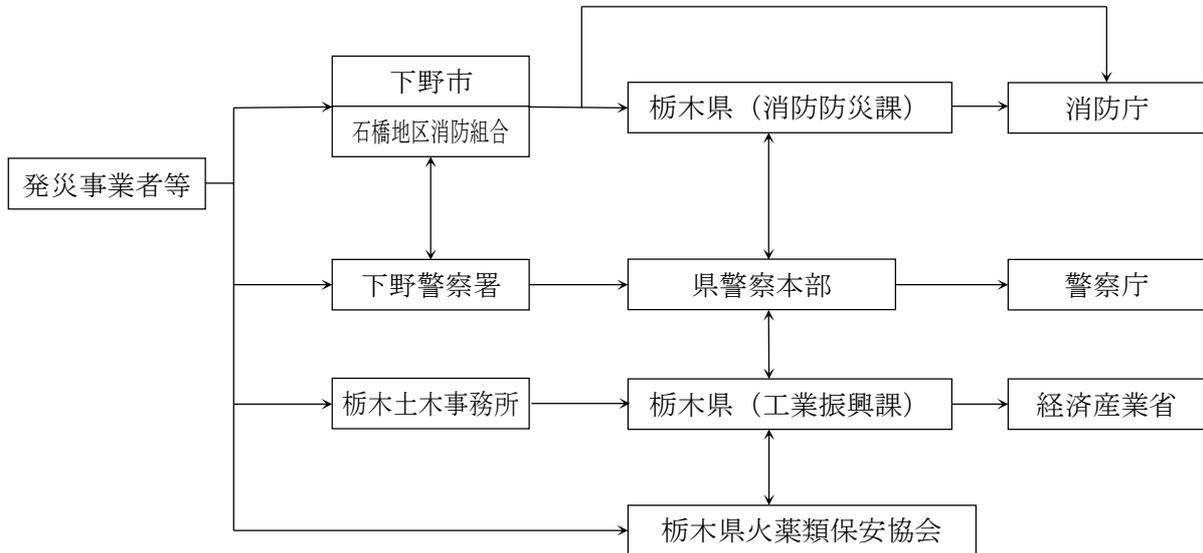
なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場

合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 市、消防機関の対策

ア 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

イ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

7 毒物・劇物事故応急対策

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

イ 市及び消防本部の情報収集・伝達

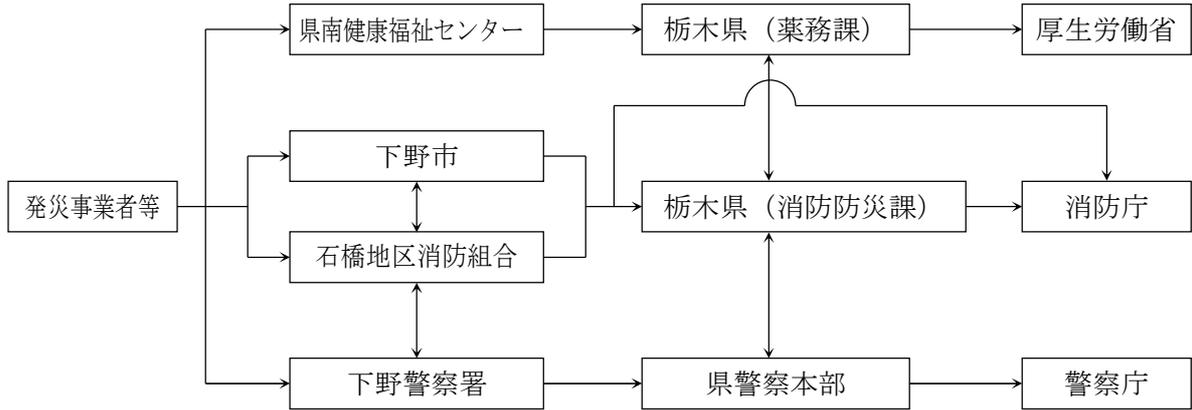
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 市、消防機関の対策

ア 状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

イ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3 災害復旧・復興対策計画

市は、県及び事業者等と連携し、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

